

施設機械工事完成図書等作成要領

第1条 適用

1. この要領は、沖縄県農林水産部が発注する水門設備、用排水ポンプ設備、除塵設備、ダム管理設備、鋼橋設備、水管橋設備、鋼製付属設備、塗装、電気通信設備等の施設機械工事の完成図書及び施工図（以下「完成図書等」という。）について規定する。
2. 完成図書等は、第2条 完成図書等の内容によるものとし一括ファイル及び電子的手段によって発注者に引き渡す（以下、「電子納品」という。）ものとする。
なお、電子納品は、次の基準等によるものとする。
 - （1）工事完成図書の電子納品要領（案）機械設備工事編
 - （2）工事完成図書の電子納品要領（案）電気通信設備工事編
 - （3）電子納品運用ガイドライン（案）機械設備工事編【工事】
 - （4）電子納品運用ガイドライン（案）【電気通信設備工事編】
 - （5）電子納品に関する手引き（案）【農業農村整備事業等編】
3. 設備の種類、規格等により、この要領によりがたい場合は、監督職員との協議によるものとする。

第2条 完成図書等の内容

1. 完成図書

完成図書とは、工事完成時に提出する契約仕様書、実施仕様書、計算書、詳細図、施工管理記録書、数量表、購入品等機器一覧表、取扱説明書、完成写真及び官庁等関係機関の届出書をいう。

なお、受注者が、工事の種類等により、ここで規定する内容によりがたいと判断した場合は、監督職員の承諾を得て内容を追加もしくは省略することができる。

（1）契約仕様書

契約仕様書とは、契約時（変更契約を含む）の特別仕様書・契約書をいう。

（2）実施仕様書

実施仕様書とは、設計図書に基づき、受注者が仕様を明確にするために作成する書面をいう。

（3）計算書

計算書とは、設計図書及び実施仕様書に基づき、受注者が作成する詳細図にかかわる、強度、機能、数量（必要時）の計算書をいう。

（4）詳細図

詳細図とは、設計図書及び実施仕様書に基づき、受注者が作成する製作及び据付上必要となる図面をいう。

（5）施工管理記録

施工管理記録とは、施設機械工事等施工管理基準等に基づき、受注者が作成する施工管理の記録をいう。

（6）数量表

数量表とは、設計図書及び実施仕様書に基づき、受注者が製作及び据付に必要な数量をまとめたものをいう。

(7) 購入品等機器一覧表

購入品等機器一覧表とは、設計図書及び実施仕様書に基づき、受注者が製作及び据付に必要な購入機器をまとめたものをいう。

(8) 取扱説明書

取扱説明書とは、設備全体及び機器単体の取扱説明書並びにサービス体制表等をいう。

(9) 完成写真

完成写真とは、工事写真のうち、設備の全景または代表部分を工事完成（施工完了）後に撮影した写真をいう。

(10) 官庁等関係機関の届出書

官庁等関係機関の届出書とは、各種申請・届出書等をいう。

2 施工図

- (1) 施工図とは、設計図書を踏まえて作成される図面のうち、当該設備の維持、修繕、改修、更新等のために必要なすべての部材の位置・組合せ、機器・部品等の形状、配管・配線等個々の機材、施工方法について、受注者独自の施工技術に基づき、現地条件に対応した設備、機器の構造、接続・支持方法、納まり、制御システム等の詳細および電子計算機で検討した経緯等を示す図面として作成されたものをいう。

なお、受注者が、工事の種類等により、ここで規定する内容によりがたいと判断した場合は、監督職員の承諾を得て、内容を追加もしくは省略することができる。

①機器製作図

②制御システム図

③試験成績書

④機器・配管固定施工図

- (2) 施工図の中には、設計製作過程の技術情報やノウハウを含む企業秘密とされるものや完成図書が著作物に該ねる場合、その著作権は著作権及び著作権人格権を有しており、非公開とするものが含まれるため、取得範囲及び内容については、表1 施工図取得リスト（例）を参考に受注者と協議の上指示を行う。

- (3) 受注者は、当該機械の維持、修繕、改修、更新等のために必要な範囲で発注者及び当該機械の維持、修繕、改修、更新等を請け負った者が施工図を自ら複製し及び翻案、変形、改変その他の修正をすること、並びにこれらの者が委託した第三者を介して複製させ、及び翻案、変形、改変その他の修正をさせることを許諾するものとする。

なお、かかる許諾に伴い施工図が翻案、変形、改変その他修正された場合には、発注者は当該修正等を行った者の名称及び修正箇所を当該施工図に表示するものとする。受注者は、当該修正等が実施された場合には、それ以降、元の施工図等に基づく工事についての責任を免除されるものとする。

- (4) 施工図と完成図書で内容が重複する場合は、取得の位置付けが異なるため、それぞれ提出するものとする。

- (5) 施工図は、契約時の約定に基づき取得するため、図面の第三者への提示及び第三者に

よる改修が可能である。

(6) 発注者は、受注者の許諾のない限り完成図書を第三者に開示してはならない。ただし、以下の場合については第三者に開示できるものとする。

- ①改造、修繕において、施工に携わった受注者が存続しなくなった場合で継承者がいない場合、施工に必要となる図書等を該当改造、修繕等の受注者が使用する場合。
- ②運転、点検、軽微な修繕等において必要となる図書等を当該業務等の受注者が使用する場合。ただし、運転、点検、軽微な修繕等に必要となる図書等は、発注者と協議の上、完成図書において分冊とし、その旨表示する。

3 工事写真

工事写真とは、施設機械工事等施工管理基準 撮影記録による施工管理により作成されたものをいう。

4 その他

その他とは、特別仕様書に記載したもの及び監督職員が必要としたものをいう。

第3条 完成図書等の提出

完成図書等の提出部数は、設計図書による。

第4条 完成図書の作成

1 完成図書

(1) 契約仕様書

将来重要な契約不適合責任が生じた場合の参考として、契約時（変更契約を含む）の仕様書及び契約書を保存するものである。

(2) 実施仕様書

実施仕様書は、承諾を受けたものをすべて含めるものとする。

(3) 計算書

計算書は、承諾を受けたものをすべて含めるものとする。

(4) 詳細図

詳細図は、承諾を受けたものをすべて含めるものとする。

(5) 施工管理記録

施工管理記録は、工程管理、出来形管理・品質管理（試験成績書含む）に関したもので、特別仕様書、図面等の契約図書で定められた事項及び施設機械工事等施工管理基準の定めによる。

(6) 数量表

数量表は、材料・部品（ワイヤーロープの長さ（計算書付）等）・機器の規格、数量、質量、塗装系、塗装面積等及び油脂類の規格ごとの量を整理するものとする。

(7) 購入品等機器一覧表

購入品等機器一覧表は、機器名称、仕様、カタログ、製作会社名、住所、電話番号等を整理するものとする。

(8) 取扱説明書

取扱説明書には、次の内容を記入するものとする。

①総則

1) 設備概要

概要図、一般図等を含めてまえがき、設備概要（実施仕様書抜粋）を分かりやすく整理するものとする。

2) 設備諸元

設備の設計条件、主要仕様書等を整理するものとする。

②操作方法

1) 操作手順書

運転準備方法、運転（開閉の押釦）操作方法、運転終了方法、注意事項等について、写真もしくは挿し絵等を適正に用い、操作形態ごと（機側、中央、遠方）に順序どおりに整理するものとする。

2) 故障対応手順書

設備故障時における故障対応方法（原因絞り込みおよび復旧方法等）、故障未復旧時における緊急操作方法を写真もしくは挿し絵等を適正に用い整理するものとする。

③制御方法

1) フローチャート（動作系統図）

設備全体を分かりやすく整理するものとする。

2) 小配管系統図

設備全体を分かりやすく整理するものとする。

3) 電源系統図

設備全体を分かりやすく整理するものとする。

4) 油圧系統図

設備全体を分かりやすく整理するものとする。

④主要機器、主要装置取扱説明

主要機器および主要装置については、メーカー発行の取扱説明書を添付するものとする。

また、機器類、部品および油脂類の名称、規格、数量、交換時期、交換方法、設定値ならびに規格値等を一覧表に整理するものとする。

⑤給油方法、油脂、給油箇所

各機器におけるメーカー指定の使用油種・給油方法・給油頻度・給油箇所を整理するものとする。

⑥日常及び定期点検整備方法

日常及び定期的な点検・整備の項目、方法、手順、時期（周期）、評価基準（規格値等）を一覧にしたチェックシートを「施設機械設備点検・整備項目表」に準じ対象となる設備固有の特性に合わせて作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

⑦購入品機器取扱説明

購入品機器については、メーカー発行の取扱説明書を添付するものとする。

⑧工具及び予備品一覧表

設計図書及び実施仕様書に基づく保守用工具及び予備部品を一覧表に整理するものとする。

⑨サービス体制および連絡系統

メーカー又は受注者のサービス体制および連絡先を一覧表に整理するものとする。

(9) 完成写真

工事写真のうち、設備の全景または代表部分について、工事完成（施工完了）後に撮影した写真を整理するものとする。

(10) 官庁等関係機関の届出書の写し

官庁等関係機関に提出した各種申請及び届出書類の写しを添付するものとする（表2 官庁等届出書類一覧表による）

第5条 修繕工事等の取扱い

機器の修繕（改造・取替・更新を含む）により生じる既存の完成図書及び施工図の変更箇所について、必要な修正または更新を行うものとする。